

BALMUDA

第19期定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年3月23日（水曜日）午後1時

バルミューダ株式会社 証券コード：6612

証券コード 6612
2022年3月1日

株 主 各 位

東京都武蔵野市境南町五丁目1番21号
バルミューダ株式会社
代表取締役社長 **寺 尾 玄**

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の観点から、株主総会会場内の席数を最大40席とし、当日その席数を上回るご来場があった場合は、先着順により会場でのご参加をお断りさせていただきますので、あらかじめご了承ください。ご来場をお見合わせいただき、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討ください。

なお、株主総会の模様は、オンデマンドによりインターネット配信いたします。視聴の方法につきましては、本株主総会招集ご通知の2頁をご覧ください。

書面又はインターネットにより議決権を行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご参考のうえ、2022年3月22日（火曜日）午後6時までには到着するようご送付、もしくはインターネット上での手続きをお済ませいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 時 | 2022年3月23日（水曜日）午後1時（開場 午後0時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区南青山五丁目5番24号
南青山サンタキアラ教会 バンケットルーム
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第19期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

以 上

◎株主総会のオンデマンド視聴のご案内

当社は、株主総会の模様をオンデマンドによりインターネット配信する予定です。

【ご視聴方法、注意事項】

- ・配信URLは、当社の企業/IR情報ウェブサイト (<https://corp.balmuda.com>) に掲載いたします。
- ・配信開始は、2022年3月23日午後6時以降となります。
- ・ご利用の端末及びインターネットの接続環境・回線状態により視聴できない場合があります。
- ・オンデマンドによる配信は、予告なく中断もしくは中止することがあります。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社の企業/IR情報ウェブサイト (<https://corp.balmuda.com>) に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうちに掲げる事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社の企業/IR情報ウェブサイト (<https://corp.balmuda.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

●事業報告

当社グループの現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

主要な事業内容

主要な事業所等

従業員の状況

主要な借入先

会社の株式に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項

会社役員に関する事項

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

●連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

●計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

●監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

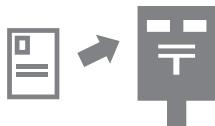
議決権行使についてのご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、
下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

● 書面による議決権ご行使 ●

行使期限

2022年3月22日(火曜日)
午後6時00分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。

● 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2022年3月22日(火曜日)
午後6時00分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● インターネットによるご行使 ●

行使期限

2022年3月22日(火曜日)
午後6時00分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2022年3月23日(水曜日)
午後1時(開場 午後0時30分)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について



0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会

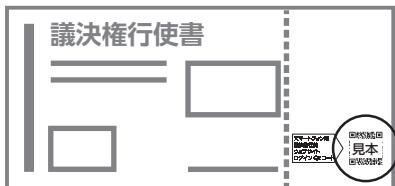


0120-782-031 (平日9:00~17:00)

●「スマート行使」によるご行使●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

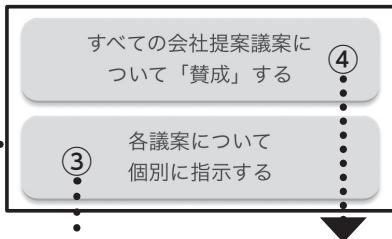
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

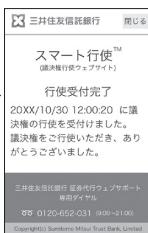


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押し行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

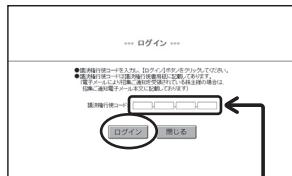
●インターネットによるご行使●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



②ログインする



議決権行使コード

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



パスワード

同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
 ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図るべく、監査等委員会設置会社へ移行するため、定款に所要の変更をいたしたいと存じます。
- (2) 遠隔地の株主様等、多くの株主様が株主総会へ出席しやすく、株主総会の活性化、効率化、円滑化にもつながり株主様の利益に貢献すべく、完全電子化による株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）を開催できるよう、定款の一部を変更いたしたいと存じます。（変更案第11条第2項）

なお、本変更案第11条第2項の効力発生は、経済産業大臣及び法務大臣の確認を条件とするものとします。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるよう、定款の一部を変更いたしたいと存じます。（変更案第14条）

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本定款変更は、変更案第11条第2項の新設並びに現行定款第14条の削除及び変更案第14条の新設を除き、本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行通り)
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 (新設) 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) (削除) 3. 会計監査人
第5条～第10条 (条文省略)	第5条～第10条 (現行通り)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第11条 (条文省略) (新設)	(招集) 第11条 (現行通り) 2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
第12条～第13条 (条文省略)	第12条～第13条 (現行通り)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む)に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第15条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く)は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である者を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選に係る株主総会決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第29条（現行通り）</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(員数) 第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(選任方法) 第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議の方法) <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会の議事録) <u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役会規程) <u>第36条 監査役に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(報酬等) <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員) <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の <u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の決議の方法) 第32条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行つ。</u>
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びに <u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u>
(新設)	(監査等委員会規程) 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、 <u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第39条～第40条 (条文省略)	第35条～第36条 (現行通り)
(報酬等) 第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決定する。	(報酬等) 第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。
第7章 計算	第7章 計算
第42条～第46条 (条文省略)	第38条～第42条 (現行通り)

現行定款	変更案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、取締役会の決議をもって、第19期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。 2. 第19期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前定款第38条第2項に定めるところによる。
(新設)	<p><u>第2条（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款第14条の削除及び新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	寺尾 玄 <input type="checkbox"/> 再任	代表取締役社長
2	佐藤 弘次 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 ビジネスオペレーション部長
3	佐藤 雅史 <input type="checkbox"/> 再任	取締役 管理部長
4	片山 礼子 <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	取締役

1 ^{てら お} 寺尾 ^{げん} 玄 (1973年7月25日生) 再任
 候補者番号 取締役会出席回数 17回/17回
 所有する当社株式の数 5,782,500株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年 3月 当社設立 代表取締役社長 (現任)
 2013年 2月 BALMUDA Europe GmbH Managing Director
 (現任)

【取締役候補者とした理由】

当社創業者であり、設立以来代表取締役社長を務めております。当社成長の要である新製品開発を推進し、当社株式のマザーズ市場への上場へ導いた実績から経営者としての識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者いたしました。

- * 寺尾玄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 寺尾玄氏は当社の経営を支配している者であります。

2 ^{さ とう} 佐藤 ^{ひろつぐ} 弘次 (1969年10月2日生) 再任
 候補者番号 取締役会出席回数 17回/17回
 所有する当社株式の数 -株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 4月 パイオニア株式会社入社
 2007年 7月 株式会社サキコーポレーション入社
 2010年 1月 株式会社グリーンワイズ入社
 2010年 9月 当社入社
 2013年 2月 BALMUDA Europe GmbH Managing Director
 (現任)
 2014年10月 当社 取締役オペレーション本部長
 2017年 1月 当社 取締役ビジネスオペレーション部長 (現任)

【取締役候補者とした理由】

当社入社以来、手薄であった販売体制をはじめとする管理体制の構築に関わってきました。海外での豊富な経験を有しており、海外の販路の開拓においても中心的な役割を担ってきました。これまでの実績から識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者いたしました。

- * 佐藤弘次氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

3

さとう
佐藤まさふみ
雅史

(1973年3月3日生)

再任

取締役会出席回数
所有する当社株式の数17回/17回
-株

候補者番号

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月	株式会社あさひ銀行（現：株式会社りそな銀行） 入行	2008年 8月	曙ブレーキ工業株式会社入社
2004年 9月	NECシステムテクノロジー株式会社（現：NECソリューションイノベータ株式会社）入社	2012年 5月	グリー株式会社入社
2005年 7月	三菱商事フィナンシャルサービス株式会社入社	2015年 6月	当社入社
		2016年 1月	当社 管理本部長
		2017年 3月	当社 取締役管理部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

当社入社以来、予算統制、経理、人事など管理部門の強化を推進してまいりました。当社の上場準備においても、中心的な役割を果たしております。これまでの実績から識見、実力は裏付けられており、当社グループのさらなる成長に欠かせないと判断し、取締役候補者といたしました。

* 佐藤雅史氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4 かた やま れい こ
片山 礼子 (1965年3月17日生)

候補者番号

再任	社外	独立
取締役会出席回数	1回/1回	
所有する当社株式の数	-株	

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	日興証券株式会社 (現 SMBC日興証券株式会社) 入社	2007年10月	株式会社カクヤス (現 株式会社カクヤスグループ) 執行役員
1992年12月	株式会社ミスミ (現 株式会社ミスミグループ本社) 入社	2012年11月	株式会社ミクリード 代表取締役社長 (現任)
2003年9月	同社 フード事業部長	2021年12月	当社 社外取締役 (現任)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年に亘る経営幹部及び経営者としての豊富な経験と深い識見を有し、現在、上場会社の代表取締役を務めています。当社にとって必要な外部の独立的な立場の視点からの助言をいただくことにより、経営体制のさらなる強化を企図しており、社外取締役候補者となりました。

- * 片山礼子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 片山礼子氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、片山礼子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 片山礼子氏は2021年12月17日開催の臨時株主総会において当社社外取締役に選任され就任いたしました。就任期間は本総会終結の時をもって3カ月となります。なお、取締役会出席回数は、同氏が就任してからの状況であります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、片山礼子氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。片山礼子氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が当社取締役に再任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約は、2022年12月に更新を行う予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当
1	なか じま きよ あき 中 嶋 清 昭 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	常勤監査役
2	もり 森 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立 みつ ひこ 満 彦	監査役
3	なが い まさ しげ 永 井 公 成 <input type="checkbox"/> 新任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立	監査役

1

なかじま
中嶋きよあき
清昭

(1949年5月13日生)

新任

社外

独立

取締役会出席回数

17回/17回

所有する当社株式の数

-株

候補者番号

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 3月	コメルツ銀行入社	2005年 4月	大和証券株式会社監査役及び株式会社大和総研 社外監査役
1981年 4月	大和証券株式会社入社	2014年 1月	株式会社鎌倉新書入社
1986年 3月	大和ヨーロッパ(イタリア)株式会社(現:大和 証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッ ド) 社長	2014年 4月	同社 監査役
1995年 3月	大和ヨーロッパ(ドイツ) 有限会社(現:大和証 券キャピタルマーケットズヨーロッパリミテッ ド) 社長	2016年 9月	ロジガード株式会社 社外監査役
		2016年11月	当社 社外監査役(現任)

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

長年に及ぶ金融機関での経験、他社を含む監査役としての実績に裏打ちされたコーポレート・ガバナンスや財務・会計に対する深い識見を有しており、外部の独立的な立場から経営に対する監視に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- * 中嶋清昭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 中嶋清昭氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、中嶋清昭氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が当社取締役を選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 中嶋清昭氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年4ヵ月となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、中嶋清昭氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。中嶋清昭氏が当社取締役を選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

2

もり
森みつひこ
満彦

(1965年12月14日生)

新任

社外

独立

取締役会出席回数

17回/17回

所有する当社株式の数

500株

候補者番号

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 2月	KPMGピート・マーウィック（現：KPMG税理士法人）入所	2011年 4月	株式会社トライソルグループ 社外監査役（現任）
1990年 8月	佐藤澄男税理士事務所（現：税理士法人名南経営）入所	2014年 2月	株式会社黒龍堂 社外監査役（現任）
1995年 8月	山一証券株式会社入社	2014年 6月	株式会社アルファドリーム 社外監査役
2000年 1月	森満彦税理士事務所開設 所長（現任）	2014年10月	当社 社外監査役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業経営に関する十分な見識を有しており、その知識や実務経験等を企業経営の監視に活かしていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- * 森満彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 森満彦氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、森満彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が当社取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 森満彦氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって7年5ヵ月となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、森満彦氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。森満彦氏が当社取締役に選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

3 ながい 永井 まさしげ 公成

候補者番号

(1982年8月1日生)

新任

社外

社外

取締役会出席回数

17回/17回

所有する当社株式の数

100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年12月	弁護士登録（第二東京弁護士会）	2017年3月	当社 社外監査役（現任）
2011年1月	法律事務所オーセンス入所	2018年2月	法律事務所ネクシード開設 代表弁護士（現任）
2013年1月	株式会社デジタルガレージへ出向		
2015年7月	城山タワー法律事務所入所	2021年6月	ベースフード株式会社 社外監査役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における専門的な知見を経営全般の監視に活かしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- * 永井公成氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- * 永井公成氏は、社外取締役候補者であります。
- * 当社は、永井公成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が当社取締役に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員と指定する予定であります。
- * 永井公成氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
- * 当社は、会社法第427条第1項の規定により、永井公成氏との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。永井公成氏が当社取締役に選任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。

なお、当該保険契約は、2022年12月に更新を行う予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2018年3月23日開催の第15回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、あらためて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢等の変化及び今般の監査等委員会設置会社への移行等、諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内）とし、各取締役に対する具体的な報酬金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案に係る報酬等の額は、本招集ご通知29頁「事業報告」2.（4）①「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の方針に沿い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責に照らして相当であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的な報酬金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

また、本議案に係る報酬等の額は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準及び監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における監査等委員会設置会社への移行に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(添付書類)

事業報告 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、前半においては経済活動に回復が見られたものの、半導体や部材の不足、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等によるサプライチェーンの混乱等が深刻化したことから、後半においては回復のペースが鈍化しました。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、景気を持ち直していくことが期待されます。

当社グループに関連する家電業界においては、一般社団法人日本電機工業会（JEMA）によると、2021年における民生用電気機器の国内出荷金額は2兆5,215億円（前年同期比99.4%）となりました。6月以降は2020年の需要増加の反動を受けたものの、過去10年平均の2兆3,303億円は大幅に上回っており、高い水準を維持しました。

このような環境下にあって当社グループは、新製品の発売によってラインナップを拡充するとともに、ブランド力の強化及び更なる認知度向上のため、メディア露出、デジタル広告等によって事業拡大を図りました。結果として、「BALMUDA The Toaster（スチームトースター）」の累計販売台数が150万台を突破するなど、売上高は過去最高を更新しました。また、世界的なサプライチェーンの混乱や円安の影響が避けられないなか、適切なコストコントロールによって利益計画を上回りました。

このほか、新たな挑戦として、①IT機器やAV機器等、技術集積度の高い製品を扱う新ブランド「BALMUDA Technologies」を立ち上げ、②バルミューダの世界観の中で製品を体験することができる、当社グループ初となる旗艦店「BALMUDA The Store Aoyama」をオープンしました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

	第18期	第19期	前期差	前期比(%)
売上高	12,587	18,379	5,792	46.0
営業利益	1,317	1,518	200	15.3
経常利益	1,252	1,462	209	16.8
親会社株主に帰属する当期純利益	834	1,015	181	21.7

国内販売については、年後半は巣ごもり需要や2020年の特別定額給付金による需要の一巡に伴い、落ち着いたが見られたものの、「BALMUDA The Toaster (スチームトースター)」や「BALMUDA The Range (オーブンレンジ)」を中心に堅調に推移しました。加えて、10月に発売した「BALMUDA The Brew (オープンドリップ式コーヒーメーカー)」の好調や、新たな製品カテゴリー(携帯端末関連)の製品として11月に「BALMUDA Phone (4.9インチ 5Gスマートフォン)」を発売したこともあり、売上高は前期比40.8%増となりました。

海外販売については、2020年後半から復調してきた韓国に対する輸出環境が以前の状態に戻りつつあることや、製品ラインナップの拡充、北米市場での販売拡大等により、売上高を伸ばしました。

(単位：百万円)

地域別売上高	第18期	第19期	前期差	前期比(%)
日本	9,596	13,514	3,917	40.8
韓国	1,644	3,317	1,672	101.7
その他	1,346	1,548	201	15.0
合計	12,587	18,379	5,792	46.0

(単位：百万円)

製品カテゴリー別売上高	第18期	第19期	前期差	前期比(%)
空調関連	3,422	3,349	△73	△2.2
キッチン関連	6,958	9,632	2,673	38.4
携帯端末関連	—	2,847	2,847	—
その他	2,205	2,549	344	15.6
合計	12,587	18,379	5,792	46.0

なお、当社グループは家電事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しています。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は869百万円です。その主な内容は、製品の金型340百万円、基幹システム、ECサイト構築等167百万円、携帯端末アプリ134百万円です。また、当連結会計年度において、重要な設備の除却及び売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

取引銀行2行と貸出コミットメント契約（総額2,000百万円）を締結しています。本契約における当連結会計年度末の借入実行残高は700百万円です。

また、不測の事態に備え、流動性を確保するためのバックアップラインとして、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とする銀行団（全8行）と貸出コミットメント契約（総額1,790百万円）を締結しています。本契約における当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

① コーポレートガバナンス体制の強化

経営環境の変化が激しい環境下で、経営の意思決定をより迅速化するとともに、これまで以上に取締役の業務執行に対する監督機能を強化する必要があります。更なるコーポレートガバナンスの強化並びに継続的な企業価値の拡大に努めていきます。

② 企業ブランドの構築

顧客の本質的ニーズを考え、卓越した創意工夫と最良の科学技術によって「うれしさや楽しさ」を顧客が体感できる機能、性能を製品に反映していくとともに、適時適切なコミュニケーション施策の展開を通じて、顧客の様々な体験機会を創出することにより、企画・デザイン・技術・ブランド力で競争優位を確立させるよう努めていきます。

また、技術集積度の高い製品分野への進出を企図し、新たに立ち上げたブランド「BALMUDA Technologies」において、新製品BALMUDA Phoneを発売しました。今後も、引き続き開発に注力し新たな製品を投入し続けていきます。

③ 製品の開発・品質管理体制の強化

製品開発における品質と信頼性の向上に向けて、品質管理部門の陣容の充実に努めるとと

もに、製品開発プロセスを要所で区切り、進行状況の期限管理を徹底する一方で、企画初期の段階から徹底したリスクアセスメントの実施によって、開発上の対処すべき課題をより広範に洗い出し、次の開発ステップに移行可能かどうかの審査を厳格化することにより、品質の向上に努めていきます。

④ 内部管理体制の強化

事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレートガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しています。コーポレートガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施や監査法人との連携を図ることにより適切に運用を進めています。ステークホルダーに対して経営の適切性や健全性を確保しつつも、ベンチャー企業としての俊敏さも兼ね備えた、全社的に効率化された組織体制の構築に向けてさらに内部管理体制の強化に取り組んでいきます。

⑤ 有能な人材確保

今後の更なる成長を目指すうえで、人材の獲得及び育成が重要であると考えています。人材獲得競争は今後も厳しい状況が続くと思われませんが、当社の経営方針やビジョンに共感し、高い専門性を有する人材を惹きつけられるように、教育研修制度の整備、福利厚生の実施を図っていくとともに、外部ノウハウの活用等にも積極的に取り組み、事業計画達成に必要な適切な人材リソースの確保に努めていきます。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
BALMUDA Europe GmbH	25,000 ユーロ	100 %	ドイツにおける当社製品の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	寺尾 玄	BALMUDA Europe GmbH Managing Director
取締役 ビジネスオペレーション部長	佐藤 弘次	BALMUDA Europe GmbH Managing Director
取締役 管理部 部長	佐藤 雅史	—
取締役	田中 仁	株式会社ジズホールディングス 代表取締役 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長 晴姿（上海）企業管理有限公司 董事長 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長 JINS US Holdings, Inc. CEO オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 株式会社ジズ 代表取締役 株式会社Think Lab 代表取締役 台灣晴姿股份有限公司 董事長
取締役	片山 礼子	株式会社ミクリード 代表取締役社長
監査役	中嶋 清昭	ロジガード株式会社 社外監査役
監査役	森 満彦	森満彦税理士事務所 所長 株式会社トライソルグループ 社外監査役 株式会社黒龍堂 社外監査役
監査役	永井 公成	法律事務所ネクシード 代表弁護士 ベースフード株式会社 社外監査役

- (注) 1. 田中仁氏は2021年12月24日付けで取締役を辞任しました。表中の重要な兼職の状況は、辞任時現在の状況であります。
2. 片山礼子氏は2021年12月17日開催臨時株主総会において選任され取締役に就任しました。
3. 監査役中嶋清昭氏は、2021年9月28日付で兼職のロジガード株式会社の社外監査役を退任しています。
4. 取締役田中仁氏、片山礼子氏は社外取締役です。
5. 監査役中嶋清昭氏、森満彦氏及び永井公成氏は社外監査役です。
6. 取締役田中仁氏、片山礼子氏、監査役中嶋清昭氏、森満彦氏及び永井公成氏の5名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。なお、取締役田中仁氏は、2021年12月24日付けで取締役を辞任しましたので、独立役員としての届け出を取り下げしております。
7. 監査役中嶋清昭氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 監査役森満彦氏は税理士の資格を有しており、企業会計・税務に関する専門的な知識・経験を有しています。
9. 監査役永井公成氏は弁護士の資格を有し、企業法務に関する専門的な知識・経験等を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役、社外監査役との間で責任限定契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結し、当該保険により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしています。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されないなど、一定の免責事項が定められています。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めています。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬とする。

・基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、職責、職務執行に対する評価、従業員給与の水準及び当社の業績等を総合的に勘案して決定するものとする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬については取締役会決議により一任された代表取締役社長寺尾玄がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定・配分とする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2018年3月23日開催の第15回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議されています。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

なお、監査役の報酬限度額は、同総会において、年額50百万円以内と決議されています。なお、同総会終結時点の監査役は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関しては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長寺尾玄が具体的内容を決定しています。委任した理由は、決定権限の行使にあたって、事前に各取締役と協議を行っており恣意性が介在する余地が小さく、相応の客観性と妥当性を確保できていると判断したためです。また、当社グループを取り巻く環境、経営状況等を最も知悉しており、各取締役の業務執行についての評価を行うには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が基本方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における取締役の個人別の報酬については、代表取締役社長が取締役会において必要な説明を行い、代表取締役社長一任の決議を経たうえで、その職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し決定したものであると認められることから、取締役会としては、基本方針に沿うものであると判断しています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7人 (3人)	91百万円 (3百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3人 (3人)	15百万円 (15百万円)
計 (うち社外役員)	10人 (6人)	107百万円 (18百万円)

- (注) 1. 上記には、2021年3月24日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び2021年12月24日に辞任した取締役1名に対する報酬等の額を含めています。また、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 当社の取締役及び監査役の報酬等は、固定報酬のみで、業績連動報酬等の支給及び非金銭報酬等の交付はありません。

~~~~~  
 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
 また、比率は表示単位未満を四捨五入しています。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                  |               |
|------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>9,389</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>4,436</b>  |
| 現金及び預金                 | 995           | 買掛金                      | 1,763         |
| 売掛金                    | 5,320         | 短期借入金                    | 800           |
| 商品及び製品                 | 2,514         | 1年内返済予定長期借入金             | 475           |
| 原材料及び貯蔵品               | 220           | 未払金                      | 451           |
| 前払費用                   | 90            | 未払費用                     | 220           |
| 前渡金                    | 95            | 未払法人税等                   | 232           |
| その他                    | 153           | 賞与引当金                    | 91            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>1,470</b>  | 製品保証引当金                  | 383           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>743</b>    | その他                      | 18            |
| 建物                     | 5             | <b>固 定 負 債</b>           | <b>148</b>    |
| 建物附属設備                 | 146           | 長期借入金                    | 148           |
| 車両運搬具                  | 1             | <b>負 債 合 計</b>           | <b>4,585</b>  |
| 工具、器具及び備品              | 520           | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| 建設仮勘定                  | 68            | <b>株 主 資 本</b>           | <b>6,274</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>403</b>    | 資本金                      | 1,407         |
| ソフトウェア                 | 371           | 資本剰余金                    | 1,404         |
| ソフトウェア仮勘定              | 6             | 資本準備金                    | 1,404         |
| 特許実施権                  | 26            | <b>利 益 剰 余 金</b>         | <b>3,462</b>  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>323</b>    | 利益準備金                    | 0             |
| 関係会社長期貸付金              | 15            | その他利益剰余金                 | 3,462         |
| 繰延税金資産                 | 203           | 繰越利益剰余金                  | 3,462         |
| その他                    | 105           | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△0</b>     |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>10,860</b> | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>6,274</b>  |
|                        |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>10,860</b> |

# 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金 額    |
|--------------|--------|
| 売上高          | 18,368 |
| 売上原価         | 11,079 |
| 売上総利益        | 7,288  |
| 販売費及び一般管理費   | 5,779  |
| 営業利益         | 1,509  |
| 営業外収益        |        |
| 受取利息         | 0      |
| 受取配当金        | 0      |
| 雑収入          | 2      |
| 営業外費用        |        |
| 支払利息         | 15     |
| 為替差損         | 25     |
| 雑損失          | 12     |
| 経常利益         | 54     |
| 特別損失         |        |
| 固定資産除却損      | 1      |
| 税引前当期純利益     | 1,457  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1      |
| 法人税等調整額      | 442    |
| 当期純利益        | △0     |
|              | 441    |
|              | 1,013  |

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

バルミューダ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 資樹  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、バルミューダ株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び監査計画を定め、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月10日

バルミューダ株式会社 監査役会

社外監査役 中 嶋 清 昭 ㊟

社外監査役 森 満 彦 ㊟

社外監査役 永 井 公 成 ㊟

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場が前回と異なっておりますので、この「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

会場： **南青山サントキアラ教会** バンケットルーム

会場： 東京都港区南青山五丁目5番24号

電話： 03-5464-7773



当日は、お車での来場はご遠慮願います。

当日は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の観点から、事前の書面又はインターネットによる議決権行使にご協力いただき、ご健康状態にかかわらず、ご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。